

魚津市告示第134号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和5年住宅・土地統計調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和5年9月20日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和5年住宅・土地統計調査
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 令和5年8月28日から令和5年10月27日まで
- 4 報酬の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 均一割 1人7,850円
 - (2) 甲調査単位区数割 1調査単位区18,090円又は18,110円
 - (3) 乙調査単位区数割 1調査単位区21,830円又は21,860円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 旅費 次に掲げる額を合計した額
 - ア 均一割 1人1,130円
 - イ 調査単位区数割 1調査単位区1,510円
 - (2) 写真代 1人210円
 - (3) 電話代 1調査単位区120円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和5年12月21日